

# 高齢運転者にかかる道路交通法の改正

(平成29年3月12日施行)

## 1. 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

### 新設 臨時認知機能検査

#### ポイント1

改正前は、3年に一度の免許証の更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

### 新設 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(実車指導と個別指導)を受けなければなりません。

#### 【一定の違反行為の例】

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・通行区分違反
- ・横断歩行者妨害
- ・一時不停止
- など18の違反行為

## 2. 臨時適性検査制度の見直し

#### ポイント2

改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。

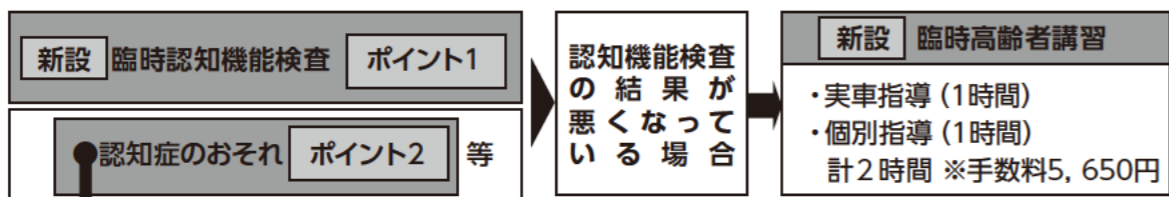
※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は、運転免許の取消し等の対象となります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

## 3. 高齢者講習の合理化・高度化 (認知機能検査の結果によって、受ける講習の内容が変わります。)

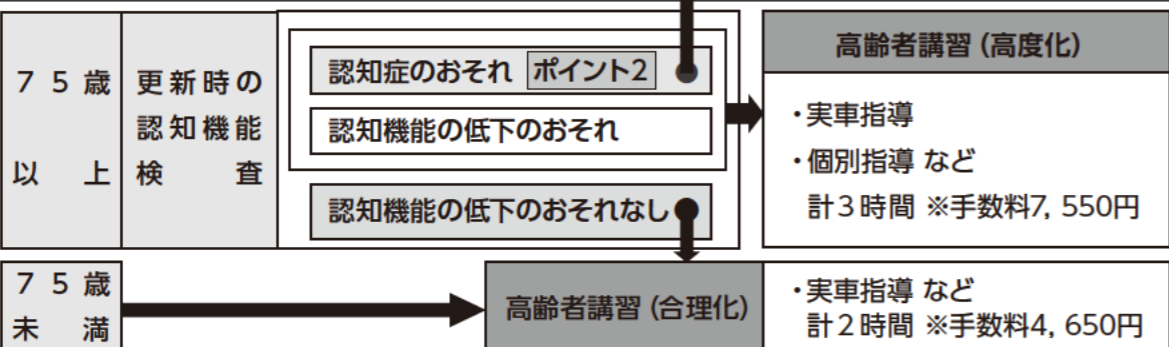
高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては、2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

### 75歳以上の運転者が、一定の違反行為をしたとき



臨時適性検査 又は 診断書提出命令

### 運転免許証を更新するとき



# 平成29年 三重県交通安全県民運動

思いやる やさしい心で 走る三重  
気持ち良い 運転マナーの <sup>うま</sup> 美し国



春の全国交通安全運動出発式



夏の交通安全県民運動出発式



飲酒運転ゼロをめざすリレーイベント

思いやりとゆずりあいので交通事故をなくす年間運動  
平成29年1月1日から同年12月31日までの1年間

三重県交通対策協議会